

前橋市生食用食肉取扱施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品、添加物等の一部を改正する件（平成23年9月12日付け厚生労働省告示第321号。以下「告示」という。）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成23年9月12日付け食安発0912第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）並びに食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成23年9月22日付け内閣府令第51号。以下「内閣府令」という。）に基づき、食品営業施設において、牛の食肉を生食用として取り扱うことに対する食品衛生上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業者 食品衛生法施行令第35条に規定された営業のうち、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店営業の許可施設（以下「営業施設」という。）において、それぞれの営業を営む者をいう。
- (2) 生食用食肉 牛の食肉（内臓を除く。）であって、営業者が生食用として販売又は提供するものをいう。
- (3) 生食用食肉取扱施設 告示及び部長通知に基づき、生食用食肉の加工基準又は調理基準が適用される、次に掲げる加工又は調理を行う営業施設をいう。
 - ア 枝肉から生食用に肉塊を切り出し、又は切り出した肉塊を成形する営業施設
 - イ アで切り出され、又は成形された肉塊の加熱殺菌を行う営業施設
 - ウ イで加熱殺菌された肉塊を細切又は調味して、販売又は提供する営業施設

(認定生食用食肉取扱者養成講習会)

第3条 前橋市（以下「市」という。）は、告示及び部長通知に基づき、生食用食肉の加工又は調理を行おうとする者に対し、生食用食肉の安全性確保に必要な知識を習得させるための認定生食用食肉取扱者養成講習会（以下「講習会」という。）を実施する。

- 2 前項の講習会を受講しようとする者は、市に申込書（別記様式第1号）を提出するものとする。
- 3 市は、第1項の講習会の受講者を部長通知に示された認定生食用食肉取扱者として認め、受講済証（別記様式第2号）を交付する。
- 4 部長通知に基づき、市が適正と認める者に開催させた講習会を受講した者及び他の自治体が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者については、市は前項の受講済証を交付した者と同等とみなす。

(届出)

第4条 第2条第3号に掲げる生食用食肉取扱施設を設置しようとする営業者は、保健所長に、当該施設での加工又は調理の区分に応じた届出書（別記様式 第3号及び第4号）

及び届出書に記載された添付書類を提出するものとする。

- 2 前項の届出者は、届出書及び添付書類の内容に変更が生じた場合又は生食用食肉を取り扱わなくなった場合には、保健所長に遅滞なく変更届（別記様式 第 5 号）又は廃止届（別記様式第 6 号）を提出するものとする。

（確認証の交付）

第 5 条 前条第 1 項の届出書の提出を受けた保健所長は、告示及び部長通知並びに内閣府令に示された基準への適合状況について、生食用食肉取扱施設チェックリスト（別記様式第 7 号）により、届出書及び添付書類の内容を確認するとともに、当該施設において必要事項を確認する。

- 2 保健所長は、前項の確認において、生食用食肉取扱施設チェックリストの全ての事項に適合していることを確認した上で、届出者に確認証（別記様式第 8 号及び第 9 号）を交付する。

- 3 前条第 2 項の規定による変更の内容が、告示及び部長通知に示された基準に関わる場合は、前 2 項の規定を準用する。

- 4 確認証の交付を受けた営業者は、確認証を破損し、又は紛失した場合は、保健所長に遅滞なく再交付願（別記様式第 10 号）を提出するものとする。

- 5 前項の再交付願の提出を受けた保健所長は、確認証の再交付を行う。

（確認証の掲示）

第 6 条 前条により確認証の交付を受けた営業者は、確認証を当該施設の見やすい場所に掲示するものとする。

（監視指導）

第 7 条 保健所長は、前橋市食品衛生監視指導計画に基づき、生食用食肉取扱施設に対して、告示及び部長通知並びに内閣府令に示された基準への適合状況について、生食用食肉取扱施設チェックリストにより監視指導を実施する。

- 2 保健所長は、生食用食肉取扱施設が告示及び部長通知並びに内閣府令に示された基準に適合していないことを確認した場合、前橋市食品衛生関係行政処分等事務処理要領に基づき、必要な指導、処分等を行う。

（届出施設の管理）

第 8 条 保健所長は、確認証を交付した生食用食肉取扱施設の届出事項について管理する。

（その他）

第 9 条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に市が実施する講習会については、第 3 条の規定を準用する。